

仙台市ガス局用地の有効活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 目的

仙台市ガス局では、「仙台市ガス事業中期経営方針」の目標達成に向けたプロジェクトの重要施策3「経営基盤の強化」に資する取り組みの一環として未利用地の売却を進めております。

令和7年度及び令和8年度において、下記のガス局所有地について一般競争入札で公募したものの、いずれも売却に至らなかったことから、事業者の皆さまとの「対話」を通じて利活用の方法などについて実現可能なアイデアを広くお聞きし、市場性や活用方法、さらには民間活用の前提条件等を把握するためにサウンディング型市場調査を実施します。

2 調査の対象財産

番号	所在地	地積
1	仙台市泉区根白石字銅谷明神下 13 番 2 外 5 筆	8, 132. 82 m ²
2	仙台市泉区鶴が丘三丁目 33 番 2	158. 22 m ²

3 対話にあたっての前提条件

- ・原則として、公募により一括で対象地を売却することを想定しています。
- ・現状有姿にて引き渡すことを想定しています。なお、留意事項は次のとおりです。
 - 1 番の財産：ガス管は市道内に整備済みですが、下水管等のインフラは未整備です。
 - 2 番の財産：敷地内に既設のフェンスは撤去しません。

4 調査項目

- ・市場性の有無
- ・購入等活用の意向
- ・実現可能性のある活用方法
- ・事業手法（売却を前提としますが、その他のご意見があればお願いします）
- ・民間活用の前提条件
- ・実現にあたって想定される課題・懸念事項
- ・ガス局に対する要望 など

5 調査の実施手順

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和8年9月15日（火）
現地見学会の申込期限	令和8年9月25日（金） ※詳細は（2）参照
現地見学会	令和8年9月29日（火）
質問事項の受付期限	令和8年10月2日（金）
質問の回答	令和8年10月7日（水）までにガス局ホームページ掲載
参加申込期限	令和8年10月16日（金）午後5時
調査の実施期間	令和8年10月28日（水）から30日（金） ※対象財産1と2両方の対話を希望される場合、同一日時に実施します。
調査結果の公表	令和8年11月11日（水）

(2) 現地見学会の開催【任意参加】

開催日	令和8年9月29日（火）午前10時から11時頃まで
申込方法	参加を希望される方は、【様式1】現地見学会申込シートに必要事項を記入し、電子メールで送付してください。
申込期限	令和8年9月25日（金）

(3) 質問書の提出及び回答

提出方法	本調査に質問がある方は、【様式2】質問書に必要事項を記入し、電子メールで送付してください。
提出期限	令和8年10月2日（金）
質問への回答	令和8年10月7日（水）までにガス局ホームページへ掲載します。

(4) 参加申込

申込方法	・本調査への参加を希望する方は、【様式3】エントリーシートに必要事項を記入し、電子メールで送付してください。 ・実施日時を提示しますので、参加が可能な日時をご記入ください。 ・受領後、実施日時及び場所を電子メールでご連絡します。
申込期限	令和8年10月16日（金）午後5時

(5) 調査の実施

予定日	令和8年10月28日（水）～30日（金）
会 場	ガス局5階第一会議室
所要時間	1者あたり30分～1時間程度
実施方法	対面方式（オンラインでの開催も可）

6 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募時における評価に優位性を持つものではありません。なお、サウンディングに不参加の場合でも、今後の公募に参加可能です。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ・ガス局が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、対話により知り得たガス局の情報を許可なく第三者に伝えることを禁じます。

(2) 対話に関する費用

サウンディングへの参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて、追加調査（文書による照会を含む）を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(4) 参加除外条件

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し入札に参加できない者
- ・参加申込時点で、有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁）第2条第1項又は第3条各号の規定による指名停止を受けている者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・仙台市ガス局入札契約暴力団排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）別表に掲げる措置要件に該当する者
- ・本市の市税及びガス料金を滞納している者並びに法人市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を行っていない者（申告義務を有する場合に限る）
- ・消費税及び地方消費税を滞納している者

(5) 実施結果の公表

- ・実施結果の概要を局のホームページで公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称及び事業者のノウハウに関わる内容は公表しません。

6 問合せ先

担当課	総務部財務課管財係
担当者	太田、舟山
所在地	〒983-8513 仙台市宮城野区幸町 5-13-1
電 話	022-292-7719（直通）
メール	s01_ota@gas.city.sendai.jp